

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の 審議事項について

1. 本部会の設置について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）においては、附則第2条に定める施行3年後の検討規定があり、生活保護法（昭和25年法律第144号）においては、平成25年改正法附則第2条に定める施行5年後の検討規定がある。また、「経済・財政再生計画 改革工程表」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）においては、両制度の在り方について「関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）」とされている。

このため、生活に困窮する人への対応として、相互に密接に関連する生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の課題及びその対応方策について、それぞれの施行状況を踏まえて一体的に議論いただくため、本部会を設置することとした。

2. 本部会の主な議題について

本部会においては、前回改正の施行状況や改革工程表を踏まえ、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」、「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」「生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会」「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」等における議論も参考にしながら、以下の項目を中心に、両制度の一体的な見直しについてご議論をいただきたい。

| 生活困窮者自立支援制度 | 生活保護制度 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○自立相談支援のあり方 ○就労支援のあり方 ○家計相談支援のあり方 ○子どもの貧困への対応 ○一時生活支援のあり方 ○居住支援のあり方 ○高齢者に対する支援のあり方 ○制度理念、自治体等の役割 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○就労支援のあり方 ○子どもの貧困への対応 ○健康管理のあり方、医療扶助の更なる適正化 ○無料低額宿泊所等の規制、単独で自立した生活が困難な者に対する生活支援の検討 等 |

なお、生活保護基準に関する検証については、社会保障審議会生活保護基準部会で取り扱う。